

贈与税について 令和5年度の税制改正

令和5年度の税制改正の項目のうち、贈与税に関する項目から2つをご紹介します。

① 相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の創設

贈与税には通常の「暦年課税」の他に「**相続時精算課税**」があります。相続時精算課税とは、父母または祖父母からの贈与について選択できる制度です。令和5年度の税制改正で、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除が創設される予定です。

たとえば令和4年に父から3,000万円の贈与を受け、相続時精算課税を選択すると、令和4年分の父から受けた贈与に係る贈与税は、特別控除2,500万円を引いた残りの500万円に20%の税率をかけた100万円となります。

父が亡くなったときには、相続時精算課税を選択して以降に父から贈与された財産全てを相続財産に加算して相続税を算出し、算出された金額から納付済みの贈与税を引いた残りを相続税として納めることとなります。つまり**相続時精算課税の贈与税は、相続財産を前倒しでもらって相続税を前払いする**ようなものです。

現行制度では、暦年課税だと毎年110万円までは贈

与税が課税されませんが、相続時精算課税にはそのような制度がなく、全て相続税の計算に組み込まれます。しかし令和5年度の税制改正により、**相続時精算課税でも毎年110万円までは贈与税が課税されず、相続税の計算にも組み込まれないこと**となります。

適用時期は、令和6年1月1日以降の贈与からです。

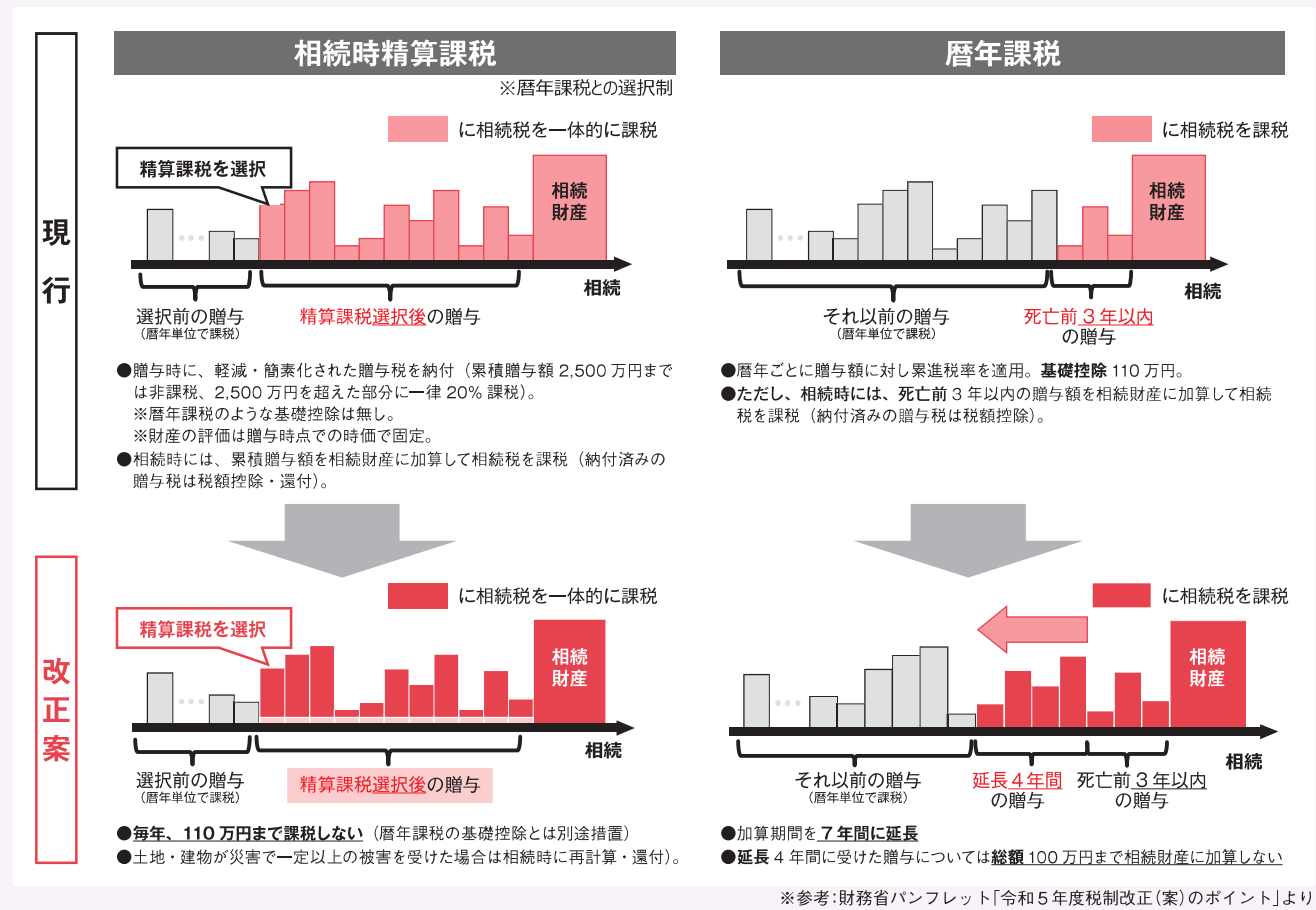
② 暦年課税における相続前贈与の加算期間の延長

現行制度では、贈与者が亡くなった場合、死亡前3年以内に暦年贈与で取得した財産は相続財産に加算して相続税を算出し、納付済みの贈与税を引いた残りを相続税として納める、「**生前贈与加算**」という制度があります。

令和5年度の税制改正で、**生前贈与加算の対象期間が死亡前7年間に延長される予定です**。ただし、**延長した4年間に受けた贈与について、総額100万円までは相続財産に加算しません**。

適用時期は、令和6年1月1日以降の贈与からです。

※改正法案は、本記事執筆時点(令和5年3月23日)においてはまだ国会で審議中です。



CONTENTS

01. 性的マイノリティに対する企業の人権保障
02. 合同会社から株式会社への組織変更
03. 時間外上限規制の猶予措置が廃止されます。就業規則の見直し等、働き方改革を推進しましょう！
04. 贈与税について令和5年度の税制改正

NTS総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

■ NTS総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS総合弁護士法人 ■ NTS総合社会保険労務士法人
■ NTS総合司法書士法人 ■ NTS丸の内社会保険労務士法人



NTS総合コンサルティンググループ

代表 吉井 清信

陽春の候 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月より新年度がスタートし、約8割の企業が入社式を対面で行うようになり、マスク着用を任意とした企業も多く、少しずつ平時への回帰が進んでいます。

さて、令和5年度の税制改正が3月に国会で可決・成立し、その中ではインボイス制度での小規模事業者への負担軽減措置ができたことが重要ではありますが、いよいよ将来の防衛力強化に係る財源確保のための税制措置が始まることも気になるところです。令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令

和9年度において、1兆円を確保するとしています。具体的には、法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す(但し、中小法人に配慮する観点から課税標準となる法人税額から500万円を控除)とし、また、所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す(但し、復興所得税の税率を1%引き下げ)とともに、たばこ税では、3円/1本相当の引き上げを段階的に実施する、としています。防衛力強化は世界情勢を見極めた上ではありますが、負担増については簡単には受け入れ難いのが実情だと思います。



NTS総合弁護士法人

性的マイノリティに対する企業の人権保障

1 はじめに

性的マイノリティの差別禁止法制定の機運が高まる中、企業においても、特に雇用の場面において、性的マイノリティに対する人権保障が求められています。

そこで企業における性的マイノリティへの対応について、いかなるケースで人権侵害となるのか、あるいは積極的な人権保障としてどのようなものが望まれるのかを検討します。

2 人権侵害となりうるケース

- (1) 性的マイノリティであることを理由とする不採用、内定取消し、採用後の解雇、配置転換は、いずれも社会通念上の相当性を欠くものであり、不当な差別に該当し(憲法14条違反)、人格的生存の侵害となります(憲法13条違反)。
- (2) 性的マイノリティであることを理由とするいじめ・嫌がらせ(ハラスメント行為)や、本人の望まない暴露行為(いわゆるアウティング)も、人格的生存に対す

→次ページに続く

合同会社から株式会社への組織変更

1 会社の組織変更とは

組織変更とは、会社法に規定されている企業組織再編手続の一つで、合名、合資、合同会社を株式会社に変更したり、それとは逆に株式会社を合名、合資、合同会社に変更する手続をいいます（会社法第2条第26号）。

最近、合同会社形態で会社を設立したものの、会社の企業規模が拡大したり、融資を受けた金融機関からの要請などさまざまな理由から、株式会社に組織変更する事案が多々あります。そこで今回は、合同会社から株式会社への組織変更手続について説明します。

2 手続の流れ

合同会社から株式会社へ組織変更をする場合、以下の流れとなります。

- ① 組織変更計画を作成する
- ② 債権者保護手続（官報公告及び各債権者への異議催告）
- ③ 組織変更計画について総社員の同意を得る
- ④ 組織変更の効力発生
- ⑤ 組織変更登記

前々回に説明した「吸収合併の手続」に似ていますが、吸収合併の場合には当時会社が複数存在するのに対し、組織変更の場合は、会社の同一性を保ちつつ他の種類の会社になり実質的に当時会社は一家のため、吸収合併よりも比較的シンプルな手続となっています。

3 組織変更計画の作成

合同会社から株式会社に組織変更するには、株式会社になった後の会社の内容を決める必要があります。株式会社になった後の商号、本店所在地、事業目的などを定めるのですが、まったく別の内容の会社にすることも可能です。合同会社時代の商号との同一性は要求されません。また、組織変更後の株式会社の役員について、どのような構成にするかを計画します。さらに、合同会社には規定のない、株式に関する事項（発行可能株式総数、合同会社の社員が取得する株式の種類及び数に関する事項など）を定める必要があります。もちろん、組織変更の効力発生日も定める必要があります。

4 債権者保護手続

債権者保護手続については、吸収合併の手続のときと同

様に、官報に公告したり、把握している各債権者に個別に異議があるかを催告することが必要です。

1カ月以上の異議催告期間を定める必要があるため、組織変更をするにはどうしても時間がかかります。

5 総社員の同意

効力発生日の前日までに、組織変更計画について総社員の同意を得る必要があります（会社法第781条第1項）。

6 登記

組織変更の効力発生日から2週間以内に、①組織変更による株式会社の設立登記と②合同会社の解散登記を、連年で申請する必要があります。会社の同一性はあるものの、登記簿としては、株式会社について新しい登記簿が作成され、合同会社の登記簿は閉鎖されます。

労務

NTS 総合社会保険労務士法人 NTS 丸の内社会保険労務士法人



来年2024年4月から 時間外上限規制の猶予措置が廃止されます。 就業規則の見直し等、働き方改革を推進しましょう！

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律で規定され、2019年4月（中小企業は2020年4月）から適用されています。

一方で、以下の事業・業務（適用猶予事業・業務）につきましては、長時間労働の背景に業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限について適用が猶予され、また、一部特例つきで適用されてきました。

■適用猶予事業・業務

- ・工作物の建設の事業
- ・自動車運転の業務
- ・医業に従事する医師
- ・鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業

しかし2024年4月からは、上記の時間外労働の上限規制の猶予措置が廃止となり、猶予事業・業務の事業所は、就業規則の見直し等の働き方改革が求められます。一年後を見据え、適切な取り組みを行っていきましょう。就業規則等の見直しが無了な事業所様がいらっしゃいましたら、ぜひご相談くださいませ。

① 時間外労働の上限規制とは

- 原則として月45時間、年360時間（限度時間）以内
- 臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）の限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6カ月が限度

② 適用猶予事業・業務と猶予期間終了後の取扱いについて

	上限 年720時間	単月 100時間 未満	2～6カ月 平均80時間 未満	延長期間 年6カ月
工作物の建設 の事業 ^{※1}	適用	適用 ^{※2}	適用 ^{※2}	適用
自動車運転 の業務	年 960時間	適用 しない	適用 しない	適用 しない
医業に従事する 医師 ^{※3}	年 1,860時間	適用 しない	適用 しない	適用 しない
鹿児島県及び 沖縄県における 砂糖製造業 ^{※4}	適用	適用	適用	適用

※1 災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制は全て適用。

※2 災害時における復旧及び復興事業には適用されません。

※3 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。

※4 猶予期間中も月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内以外の規制は適用。